（事業主の方へ）

平成27年10月１日から

「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意ください。

離職割合要件の追加　平成27年10月１日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の**離職割合が高い場合（以下の要件に該当する場合）**、新たな対象労働者の雇入れについて、**この助成金を受けることはできません。**

＜要件＞雇入れ１年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※１内に雇入れ日から起算して１年を経過する日（=確認日Ａ）がある人が５人以上いる場合で、その確認日Ａ時点での離職割合※２が50%を超えていること

※１新たな対象労働者の雇入れ日の前後６か月間

※２ 離職割合（%）＝（確認日Ａが基準期間内にある人のうち確認日Ａ時点で離職している人）÷（確認日Ａが基準期間内にある人）

◆算出方法具体例（対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合）

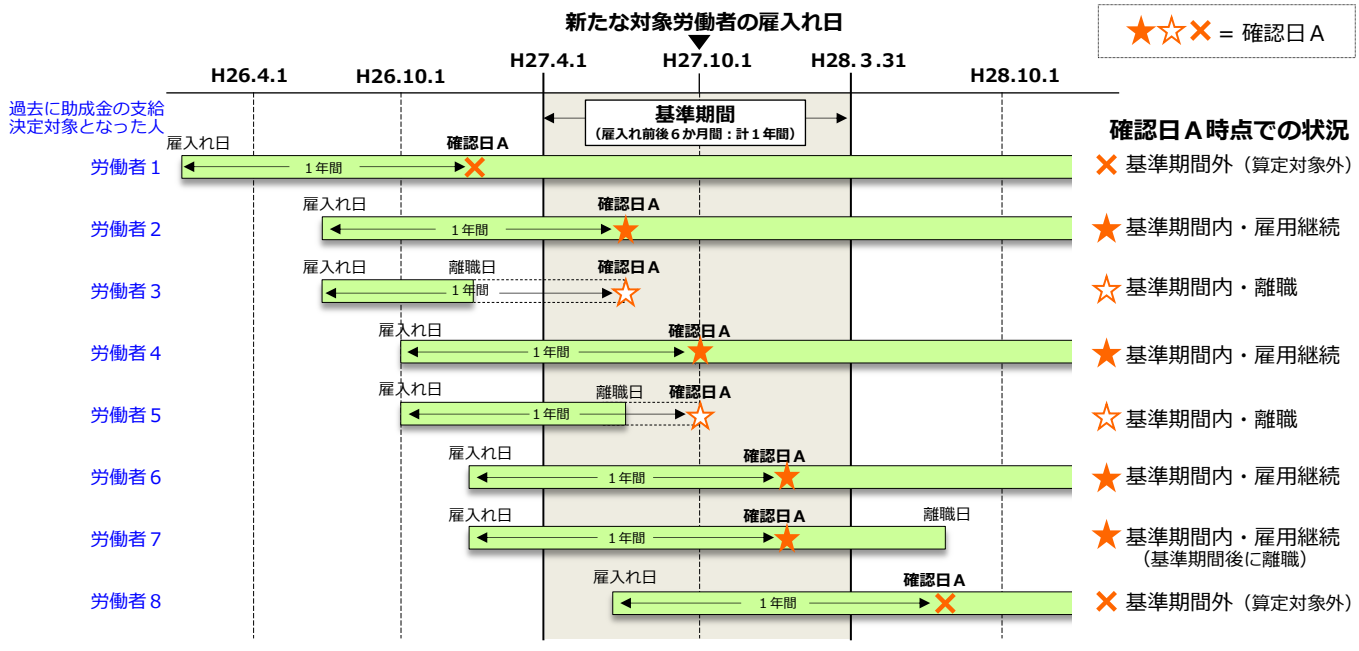

＜離職割合の算出方法＞

① 確認日Ａが基準期間内（H27.4.1からH28.3.31）にある人（分母）　：６名（労働者２～労働者７）

② 確認日Ａが基準期間内にある人のうち確認日Ａ時点で離職している人（分子）：２名（労働者３、労働者５）

※労働者１と労働者８は確認日Ａが基準期間内にないため算定対象外

⇒　**離職割合（%）：②２名 ÷ ①６名 ＝ 33.3%**

＜注意事項＞

- 「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、「対象労働者の死亡」、「天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇」、「就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた人であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行である人」などは除きます。
- 離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求める場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 「特定就職困難者雇用開発助成金」、「高年齢者雇用開発特別奨励金」、「被災者雇用開発助成金」のいずれかで離職割合要件に該当する場合は、この３つの助成金の新たな対象労働者の雇入れについて不支給となります。
- 助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局（職業安定部）にお問い合わせください。